

住宅リフォーム支援事業助成金について

町民が町内業者を利用して行う町内に存する住宅のリフォーム工事に対し、助成金を交付します。
平成30年度その活用者を募集いたします。

募集期間：平成30年6月4日(月)～（※定額になり次第締め切り）

受付場所：肝付町役場建設課

●助成の対象となる方

- (1) 肝付町内に居住し、住民登録を行っている者。
- (2) リフォームを行う住宅の所有者（親・子・配偶者含む）で、その管理を証明できる書類を有する者。
- (3) 申請時にリフォームを行う住宅に居住している、または実績報告を提出する時点で当該住宅に居住することが確実である者。（空き家に係る申請の場合を除く。）
- (4) 申請者及び課税されている世帯員に町税等の滞納がないこと。
- (5) その他の住宅関連助成制度（ただし、肝付町木造住宅耐震改修促進事業を除く。）の補助等を受けていない者。

●助成の対象となる要件

- (1) 助成金交付の対象となる経費（消費税を含む）が **20万円以上** であること。
 - ①助成金は(1)の **15% (15万円上限)**
 - ②次に該当するものには別途加算をする
 - ア、同一住宅に親・子・孫の3世帯以上で同居する世帯
 - イ、高校生以下の子供が同居する世帯
 - ウ、65歳以上の高齢者又は、障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方が同居する世帯
 - エ、2年以上の居住実績のない住宅を改修する場合（空き家バンク登録必須）
※ア、イ、ウは、それぞれに(1)の **10% (10万円上限)** エは、(1)の **20% (20万円上限)**
- (2) 町内業者等（施工業者登録がされていること）が施工すること。
- (3) 本事業の助成金交付決定を受ける前に、リフォーム工事に着手していないこと。
- (4) 各年度7月1日から翌年1月31日までの期間にリフォーム工事が終了すること。
※合併浄化槽、エコキュート、太陽光発電設備の設置は対象となりません（他の助成制度があります）。
※外構工事、住宅に固着しない設備等の改善や補修（省エネルギー電球・蛍光灯の取替、カーテン交換、壁紙・障子・ふすま紙・網戸などの小破補修）は対象となりません。

●助成金の交付申請

★肝付町住宅リフォーム支援事業助成金交付申請書に以下の書類を添えて、役場建設課へ直接持参すること（施工業者に申請書作成など委任する場合でも必ず本人【世帯員】が同席すること）

- (1) 申請者及び世帯員の住民票の写し
- (2) 住宅所有者を明らかにする書類（住宅の登記事項証明、固定資産評価証明又は売買契約書の写し）又は住宅居住者が所有者の親、子又は配偶者であることが証明できる書類（居住者と所有者が異なる場合に限る。）
- (3) 申請者及び課税されている世帯員に係る町税等の滞納がない証明書
- (4) リフォーム事業計画書
- (5) 工事見積書（内訳及び明細のついたもの）
- (6) 工事個所及び内容のわかる図面等
- (7) 住宅全体及び工事個所の着工前の写真※加算金申請のある場合は、それぞれの実事証明その他必要書類

